

令和 5 年 9 月 12 日

福井県知事 様



主たる事務所の所在地

福井県福井市板垣5丁目20番地

医療法人 雄久会

理事長 奥村 雄久

決 算 届

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 04 年 07 月 01 日 至 令和 05 年 06 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人雄久会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 福井県福井市板垣 5 丁目 201 番地
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 05 年 11 月 04 日

(4) 設立登記年月日 平成 05 年 11 月 15 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	奥村 雄外	
理 事	奥村 眞澄	
同	早瀬 光代	
同	奥村 悦久	
監 事	孫崎 健次	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	奥村病院	1810122133	福井県福井市板垣 5 丁	一般病床 33 床

			目 201 番地	[医 療 保 険 33 床]
介護老人保健施設	ひかりケアホーム	1850180116	福井県福井市板垣 5 丁目 201 番地	入所定員 120 名 通所定員 40 名

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
認知症対応型共同生活介護施設 グループホームうらら	福井県福井市木田 1 丁目 3308 番地	
ひかりケアホーム在宅介護支援センター	福井県福井市木田 1 丁目 3308 番地	
ひかり訪問看護ステーション	福井県吉田郡永平寺町山王 7-28	
ひかりケアプランセンター	福井県福井市木田 1 丁目 3308 番地	
福井明倫支援センター 【福井市から指定管理者として 指定を受けて管理】	福井県福井市木田 1 丁目 3308 番地	
ひかり訪問看護ステーション板垣	福井県福井市板垣 5 丁目 201 番地	
24 時間ケアサポートうらら	福井県福井市木田 1 丁目 3308 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 04 年 08 月 31 日 令和 03 年度決算の決定
令和 05 年 04 月 01 日 社員の入社及び除名
令和 05 年 04 月 08 日 理事、監事の選任、辞任の承認
令和 05 年 06 月 15 日 令和 05 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

令和 5 年 6 月 16 日 経鼻内視鏡購入 3,300,000 円

法人名 医療法人雄久会
所在地 福井県福井市板垣5丁目201番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和05年06月30日現在)

1. 資 産 額 3,089,756 千円
2. 負 債 額 2,309,091 千円
3. 純 資 産 額 780,665 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	775,234
B 固 定 資 産	2,314,522
C 資 産 合 計 (A+B)	3,089,756
D 負 債 合 計	2,309,091
E 純 資 産 (C-D)	780,665

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人雄久会

※医療法人整理番号

所在地 福井県福井市板垣5丁目201番地

貸 借 対 照 表
(令和 5 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	775,234	I 流動負債	119,409
現金及び預金	515,572	支払手形	
事業未収金	217,064	買掛金	23,076
有価証券		短期借入金	10,228
たな卸資産	7,790	未払金	14,135
前渡金		未払費用	65,041
前払費用	3,267	未払法人税等	230
その他の流動資産	31,541	未払消費税等	
II 固定資産	2,314,521	前受金	
1 有形固定資産	2,112,849	預り金	6,699
建物	1,969,965	前受収益	
構築物	4,761	その他の流動負債	
医療用器械備品		II 固定負債	2,189,682
その他の器械備品	26,707	医療機関債	
車両及び船舶	16,468	長期借入金	2,189,682
土地	94,948	繰延税金負債	
建設仮勘定		その他の固定負債	
その他の有形固定資産		負債合計	2,309,091
2 無形固定資産	11,530	純資産の部	
借地権		科 目	金 額
ソフトウェア	10,767	I 出資金	31,450
その他の無形固定資産	763	II 積立金	749,214
3 その他の資産	190,142	代替基金	
有価証券		固定資産圧縮積立金	211,050
長期貸付金		当期末処分利益	538,164
保有医療機関債		III 評価・換算差額等	
その他長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
役員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用		純資産合計	780,664
繰延税金資産		負債・純資産合計	3,089,756
その他の固定資産	190,142		
資産合計	3,089,756		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

損 益 計 算 書

自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,162,209
2 事業費用		
(1) 事業費	1,225,653	
(2) 本部費	14,861	
本来業務事業損失		78,305
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		247,553
2 事業費用		278,596
附帯業務事業損失		31,043
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		109,348
II 事業外収益		
受取利息	54	
その他の事業外収益	82,126	82,180
III 事業外費用		
支払利息	8,060	
その他の事業外費用	0	8,060
経常損失		35,228
IV 特別利益		
固定資産売却益	19	
その他の特別利益		19
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		35,208
法人税・住民税及び事業税	239	
法人税等調整額	0	239
当期純損失		35,447

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人雄久会
理事長 奥村 雄外 殿

私は、医療法人雄久会の令和04年会計年度（令和04年07月01日から令和05年06月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月12日
医療法人雄久会
監事 孫崎 健次

様式5

法人名 医療法人 雄久会
所在地 福井県福井市板垣5丁目201番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)